

# 請願に関する意見陳述の御案内

## 1 意見陳述について

- ・奈良市議会では、請願を審査する委員会において、請願を提出するに至った思いや意見を請願者が直接述べる（以下「意見陳述」といいます。）機会を設けています。
- ・意見陳述は、請願者本人が議長に申し出を行い、請願を審査する委員会が必要と認めたときに、その委員会において行うことができます。
- ・当該請願が委員会で審査されない場合は、意見陳述を行うことはできませんので御了承ください。

## 2 意見陳述の申請方法

- ・請願を提出される際に、議会事務局から意見陳述の意向確認をさせていただきます。
- ・意見陳述を希望される場合は、請願を提出される際に所定の意見陳述申出書に必要事項を記載し、押印の上、議会事務局に提出してください。また、意見陳述を代理人に行わせる場合は所定の意見陳述委任状に必要事項を記載し、押印の上、議会事務局に提出してください。
- ・意見陳述の申し出を取下げの場合及び意見陳述者を変更する場合は、議会事務局に連絡してください。

## 3 意見陳述の実施

- ・意見陳述は、請願を審査する第1回目の委員会の休憩中に実施します。
- ・意見陳述の対象となる委員会の開催日時、開催場所等が決まり次第、請願者の代表者及び意見陳述を行う方（以下「意見陳述者」といいます。）に文書で連絡します。委員会は通常、奈良市役所西棟3階の議会大会議室又は第1委員会室で開催されます。
- ・意見陳述を代理人が行う場合は、請願者から代理人に連絡してください。

## 4 意見陳述の方法

- ・意見陳述者は、請願者のうち1名とします。
- ・意見陳述は、意見陳述者席から行っていただきます。
- ・意見陳述の時間は、請願1件につき10分以内とします。
- ・意見陳述の開始時に、お住まいの住所（町名までで結構です。）、氏名を述べてください。
- ・意見陳述の内容は、提出された請願書の内容の補足説明や請願紹介議員が趣旨説明する内容の補足説明とします。
- ・意見陳述者から委員や出席している市の職員に対して質疑は行えません。
- ・意見陳述時にその場で資料を配付することはできません。また、パネルやスクリーン等を使用することはできません。ただし、請願の提出時に添付されていた資料で、委員長の許可を得たものについては、事前に委員に配付します。

## 5 意見陳述の流れ

※最初から委員会室に入室することはできません。所定の場所で待機していただきます。

- ① 請願が付託された委員会が開会します。
- ② 請願を委員会の議題とすることを委員長が宣告します。
- ③ 請願者からの意見陳述を許可することについて委員長が委員会に諮ります。

※ここで許可された場合のみ委員会室に入室し、意見陳述を行うことができます。

※許可されなかった場合は、意見陳述を行うことはできませんが、傍聴手続きを行うことで委員会を傍聴することができます。

【請願者の意見陳述が許可された場合】

- ④ 請願者の代表者（意見陳述者）は入室し、意見陳述者席に着いてください。
- ⑤ 請願の紹介議員が請願の趣旨説明を行います。
- ⑥ 委員会を休憩します。
- ⑦ 委員会休憩中に意見陳述者による意見陳述を行います。委員長の指名を受け、お住まいの住所（町名までで結構です。）、氏名を述べた後、意見陳述を行ってください。（10分以内）
- ⑧ 意見陳述が終わった後、委員長より案内がありますので、意見陳述者席から退席してください。  
なお、傍聴手続きを行うことで、引き続き傍聴席より当該請願の審査を傍聴することができます。
- ⑨ 委員会を再開します。引き続き請願の審査を行います。

## 6 意見陳述者への注意事項

- ① 意見陳述に際しては、次の事項を守り、委員長の指示に従ってください。
  - ・委員会開会時間の15分前までに議会事務局の受付にお越しください。
  - ・会議中は委員長の指示に従ってください。
  - ・決められた発言時間を守ってください。
  - ・当該請願の内容を超えた発言をしないでください。
  - ・個人情報に関する発言、公序良俗に反する発言、特定政党・個人等への誹謗中傷その他社会通念上不適切と判断される発言をしないでください。
  - ・会議の妨害となる行為をしないでください。
- ② 意見陳述に際しては、次の事項についてあらかじめ御了承ください。
  - ・委員会の様子を本庁舎等のモニターテレビ及びインターネット上で生中継し、録画映像をインターネット上に公開しますので、意見陳述の状況が映し出されます。
  - ・費用弁償のほか意見陳述に係る一切の費用については、意見陳述者の負担となります。

## 7 問い合わせ先

- ・担当課名 奈良市議会事務局議事調査課
- ・連絡先 [電話番号] 0742-34-4791（平日8時30分～17時15分）  
[メールアドレス] [gijichousa@city.nara.lg.jp](mailto:gijichousa@city.nara.lg.jp)